

○ 要綱第2号

愛媛県電動車いす安全登録要綱を次のように定める。

平成25年8月30日

一般社団法人愛媛県交通安全協会会長 矢野 精一

愛媛県電動車いす安全登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電動車いすの安全かつ健全な利用を促進し、交通事故等の防止を図るとともに、電動車いすの盗難防止並びに盗難に遭い又は遺失した電動車いすの早期発見・早期回復に資するため、電動車いすの登録の制度を設け、もって交通の安全と円滑の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電動車いす 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の3に規定する身体障害者用の車いすで、原動機を用いるものをいう。
- (2) 電動車いす利用者 電動車いすを所有し、又は借り受けて使用している者をいう。

(登録)

第3条 愛媛県内の電動車いす利用者は、一般社団法人愛媛県交通安全協会（以下「県協会」という。）の安全登録（以下「登録」という。）を受けすることができる。

- 2 前項の登録の有効期間は、10年とする。
- 3 第1項の登録に係る手数料は徴収しない。

(登録の申込み)

第4条 電動車いす利用者は、前条第1項の登録を受けようとするときは、電動車いす安全登録票（様式第1号。以下「登録票」という。）を次条に規定する指定登録取扱所に提出して登録の申込みをしなければならない。

- 2 登録票は、別に定める電動車いす安全登録票記載要領に基づき記載するものとする。

(指定登録取扱所)

第5条 県協会は、登録業務を適切かつ効率的に実施するため、電動車いすの販売又は貸付けを業とする者及び地区交通安全協会（以下「地区協会」とい

う。)の事務所を、電動車いす登録取扱所に指定することができる。

2 前項に規定する者は、同項の指定を受けようとするときは、指定を受けようとする事務所ごとに、電動車いす安全登録取扱所指定申請書(様式第2号)を県協会に提出しなければならない。

3 第1項の指定を受けた者(以下「指定登録取扱者」という。)は、当該指定を受けた事務所(以下「指定登録取扱所」という。)において、次条及び第7条の手続を適正に行わなければならない。

(登録申込みの受付及び登録証の貼付)

第6条 指定登録取扱者は、第4条の規定により指定登録取扱所に登録票が提出され、登録の申込みがあったときは、これを受け付けた上、電動車いす安全登録証(様式第3号。以下「登録証」という。)を当該登録に係る電動車いすに貼付するものとする。

2 登録証は、原則として電動車いすの前部の見えやすい箇所に貼付するものとする。

(登録票の処理)

第7条 指定登録取扱者は、登録の申込みの際に指定登録取扱所に提出された登録票3枚つづりのうち1枚目(A票)を申込者に交付し、2枚目(B票)を控えとして自ら保管し、3枚目(C票)を県協会に送付するものとする。

2 前項の規定による登録票のC票の県協会への送付は、地区協会以外の指定登録取扱者にあつては、所在地の地区協会を経由するものとし、電動車いす利用者から登録の申込みがあった日の属する月の翌月の5日までに所在地の地区協会に提出しなければならない。

3 地区協会は、前項の規定により提出のあった登録票のC票及び自らが指定登録取扱者である場合にあつては、自ら受け付けた登録票のC票を、電動車いす利用者から登録の申込みがあった日の属する月の翌月の10日までに県協会に送付しなければならない。

(登録の実施)

第8条 県協会は、登録票のC票の送付を受けたときは、次に掲げる事項を電動車いす安全登録簿(以下「登録簿」という。)に登録するものとする。

- (1) 登録年月日
- (2) 登録番号
- (3) 車体番号
- (4) メーカー名
- (5) 車名
- (6) 利用者の住所、氏名、生年月日及び電話番号

(7) 車体色

(8) 所在地の地区協会名

2 前項の登録簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により作成することができる。

（登録事項変更の申出）

第9条 第3条第1項の登録を受けた電動車いす利用者は、前条第1項第6号に掲げる登録事項に変更があつたときは、その旨を所在地の地区協会に申し出るものとする。

2 地区協会は、前項の申出があつたときは、登録電動車いす登録事項変更報告書（様式第4号）により、その旨を県協会に報告しなければならない。

（登録事項の変更）

第10条 県協会は、前条第2項の報告を受けたときは、登録簿につき、当該電動車いすの登録事項を変更するものとする。

（廃車等の申出）

第11条 第3条第1項の登録を受けた電動車いす利用者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その旨を所在地の地区協会に申し出るものとする。

(1) 登録に係る電動車いすを廃車し、譲渡し、又は利用しなくなったとき
電動車いす利用者であつた本人

(2) 死亡したとき その相続人

2 地区協会は、前項の申出があつたときは、登録電動車いす廃車等報告書（様式第5号）により、その旨を県協会に報告しなければならない。

（登録の抹消）

第12条 県協会は、前条第2項の報告を受けたとき（その報告がなくとも同条第1項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。）は、登録簿につき、当該電動車いすの登録を抹消するものとする。

（登録票及び登録証の用紙の作成及び配布）

第13条 登録票及び登録証の用紙は、県協会が作成し、指定登録取扱者に配布するものとする。

2 指定登録取扱者は、登録票及び登録証の用紙を指定登録取扱所に備えおくものとする。

3 指定登録取扱者は、指定登録取扱所ごとに電動車いす交通安全登録申込み受付簿（様式第6号）を備え、登録証の用紙の受払状況を明らかにしなければ

ばならない。

(登録事項に係る情報の取扱い)

第 14 条 県協会、地区協会及び指定登録取扱者は、第 3 条第 1 項の登録に関し知り得た登録事項その他の情報が漏えいし、又は個人情報に目的外に使用されることがないように、情報管理を適正に行うものとする。

(意見聴取)

第 15 条 県協会は、愛媛県電動車いす安全登録制度の適正な運営を図るため、当該制度の運営に関し、必要に応じ、愛媛県電動車いす交通安全対策協議会の意見を聴取するものとする。

(愛媛県警察本部との連携)

第 16 条 県協会は、第 1 条の目的を達成するために必要な範囲内において、愛媛県警察本部と登録事項に係る情報の共有を図るものとする。

2 指定登録取扱者は、第 4 条の規定により登録の申込みがあったときは、申込者に対し前項の規定の趣旨を説明し、理解を得るものとする。

(細則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、電動車いすの登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

電動車いす安全登録票

1枚目(表)

電動車いす安全登録票(A票)										
(有効期間 10年。 1 自店販売 2 レンタル 3 登録のみ ~該当番号○印~)										
① 登録年月日	平成	年	月	日	② 登録番号					
③ 車体番号						車体番号なし				
④ メーカー					⑤ 車名					
利 用 者	⑥ 住所	郵便番号			-		⑫ 受講の有無			有(平成 年 月)・無
	⑦ 氏名	フリガナ		⑧ 生年月日		⑩ 車体色	00 黒	01 灰		
	⑨ 電話	1 自宅	2 勤務先	3 携帯	大正 昭和 平成		02 白・銀	03 紫		
					年 月 日	04 青	05 緑			
						06 黄	07 茶			
						08 橙	09 赤			
⑪ 指定登録取扱所						旧登録番号				

〈個人情報 の 取扱い について〉

本登録に関する個人情報は、次の目的のために利用し、他の目的のために利用することはありません。また、個人情報は適正に管理します。

- 電動車いす利用者の交通事故等の防止を目的とした交通安全講習の開催
- 電動車いすの盗難及び遺失時における被害品等の特定
- 盗難、遺失等安全にかかわる電動車いすの所有者等の早期特定及び早期返納

1枚目(裏)

登録票の取扱いについて	
(一社)愛媛県交通安全協会	
この登録票は、いろいろな場合に必要なものですから、大切に保管して下さい。	
1 登録した電動車いす(以下「登録車いす」という。)を売ったり、他の人にあげたりするときは、下部の譲渡証明書に記入し、電動車いすに登録証をつけたままこの登録票と一緒に渡して下さい。	
2 次のような場合には、登録の指定を受けた販売店等で登録をして下さい。	
① 電動車いすに取り付けてある登録証を破損した時	
② 登録の有効期間が満了した時	
3 登録車いすを遺失したり、盗難にあったときは、この登録票を持って警察署に届出をして下さい。	
4 登録車いすを廃棄するとき、又は登録事項を変更するときは、地区交通安全協会に届出をして下さい。	
5 この登録の有効期間は、登録した日から10年間です。	
譲 渡 証 明 書	
上記電動車いすを以下のとおり譲渡しました。	
譲渡日	平成 年 月 日
譲渡人	印
譲受人(氏名)	

2枚目(表)

電 動 車 い す 安 全 登 録 票 (B 票)									
(有効期間 10 年。 1 自店販売 2 レンタル 3 登録のみ ~該当番号〇印~)									
① 登録年月日		平成 年 月 日			② 登録番号				
③ 車体番号					車体番号なし				
④ メーカー					⑤ 車 名				
利 用 者	⑥ 住所	郵便番号 -			⑫ 受講の有無		有 (平成 年 月)・無		
	⑦ 氏名	フリガナ		⑧ 生年月日		⑩ 車 体 色	00 黒	01 灰	
				大正 昭和 平成 年 月 日			02 白・銀	03 紫	
					04 青		05 緑		
	⑨ 電話	1 自宅 2 勤務先		3 携帯		06 黄	07 茶		
						08 橙	09 赤		
⑪ 指定登録取扱所						旧登録番号			

〈個人情報取り扱いについて〉

本登録に関する個人情報は、次の目的のために利用し、他の目的のために利用することはありません。また、個人情報は適正に管理します。

- 電動車いす利用者の交通事故等の防止を目的とした交通安全講習の開催
- 電動車いすの盗難及び遺失時における被害品等の特定
- 盗難、遺失等安全にかかわる電動車いすの所有者等の早期特定及び早期返納

3枚目(表)

電 動 車 い す 安 全 登 録 票 (C 票)									
(有効期間 10 年。 1 自店販売 2 レンタル 3 登録のみ ~該当番号〇印~)									
① 登録年月日		平成 年 月 日			② 登録番号				
③ 車体番号					車体番号なし				
④ メーカー					⑤ 車 名				
利 用 者	⑥ 住所	郵便番号 -			⑫ 受講の有無		有 (平成 年 月)・無		
	⑦ 氏名	フリガナ		⑧ 生年月日		⑩ 車 体 色	00 黒	01 灰	
				大正 昭和 平成 年 月 日			02 白・銀	03 紫	
					04 青		05 緑		
	⑨ 電話	1 自宅 2 勤務先		3 携帯		06 黄	07 茶		
						08 橙	09 赤		
⑪ 指定登録取扱所						旧登録番号			

〈個人情報取り扱いについて〉

本登録に関する個人情報は、次の目的のために利用し、他の目的のために利用することはありません。また、個人情報は適正に管理します。

- 電動車いす利用者の交通事故等の防止を目的とした交通安全講習の開催
- 電動車いすの盗難及び遺失時における被害品等の特定
- 盗難、遺失等安全にかかわる電動車いすの所有者等の早期特定及び早期返納

様式第2号(第5条関係)

電動車いす安全登録取扱所指定申請書

1 申請者

○住所

○販売会社(営業所)の所在地

○店名

○氏名

○生年月日

2 申請の事由

私は、電動車いす安全登録制度の趣旨に賛同し、電動車いす安全登録取扱所として指定を申請します。

平成 年 月 日

申請人

印

一般社団法人愛媛県交通安全協会長 殿

様式第3号(第6条関係)

電動車いす安全登録証

55 mm

電動車いす安全登録証 第〇〇〇〇号 愛媛県	20 mm
-----------------------------	-------

- 地色 白色(文字黒色)
- 登録番号 1~20,000

様式第4号(第9条関係)

登録電動車いす登録事項変更報告書

平成 年 月 日

一般社団法人愛媛県交通安全協会御中

〇〇地区交通安全協会

登録電動車いすの登録事項に係る変更の申出がありましたので、次のとおり報告します。

○変更申出年月日	平成 年 月 日		
○申出者(氏名)			
	登録番号	号	
○登録電動車いす	変更事項	新	旧
	氏名 (生年月日)		
	住所		
	電話番号		
○指定登録取扱所	(コード番号 号)		

様式第5号(第11条関係)

登録電動車いす廃車等報告書

平成 年 月 日

一般社団法人愛媛県交通安全協会御中

〇〇地区交通安全協会

電動車いすの廃棄の申出がありましたので、次のとおり報告します。

○廃棄申出年月日	平成 年 月 日		
○申出者(氏名)			
○廃棄電動車いす	登録番号	号	
	氏名		
	電話番号		
○指定登録取扱所	(コード番号 号)		

様式第6号(第13条関係)

電動車いす安全登録申込み受付簿

登録受付日	登録番号	登録者(氏名・年齢)	住 所	電話番号	備考
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					